

水道局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 概要

令和6年1月29日8時頃、出勤途上の京浜急行黄金町駅の構内で、職員の足に女性の足がぶつかったと思い、職員が後方から当該女性を蹴り、その際に女性が前のめりに転んで前歯を折ったことで、職員が神奈川県警南警察署による任意での事情聴取を受ける事案が発生しました。

本件について、令和6年2月26日付で被害に遭われた方との間で示談が成立しており、逮捕や書類送検はありませんでした。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
水道局	技術職員	50代	減給10分の1 3箇月

※本処分については、令和6年6月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 総務部長コメント

当局職員がこのような不祥事を起こしてしまったことは誠に遺憾であり、市民の皆様への信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。不祥事の再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

水道局人事課 Tel 045-671-3109